

カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等） 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名（業務番号）

カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）（環自第23号）

(2) 事業の目的

高知県の重要な観光資源の一つである四国カルストの魅力をも十分に活かし、貴重な自然を保護しつつ、地域への新たな人の流れをつくるために、自然体験をテーマとした情報発信や、交流の場となるビジターセンター「カルスト学習館」の展示設備等内装を再整備するための実施設計を行う。

(3) 事業内容

四国カルスト県立自然公園内の利用施設であるカルスト学習館（平成4年度整備・高知県高岡郡津野町芳生野）の展示設備等内装を、「四国カルスト県立自然公園整備基本構想」（令和2年3月）に基づき改修するための実施設計及び積算業務。

詳細は別添「カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

参考 URL)「四国カルスト県立自然公園整備基本構想」（津野町ホームページ）

https://town.kochi-tsuno.lg.jp/section/post_4412

(4) 委託期間

（契約締結日）～令和2年3月31日（水）

2 見積限度額

8,624千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。この審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者とを選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手に進みます。10日（土・日・祝日を除く。）以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体）の場合は全ての構成員が（１）から（６）までの要件を満たすことが必要です。

- （１）高知県の物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

＜地方自治法施行令第 167 条の 4 ＞

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- （３）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （４）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （５）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （６）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- （１）事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。なお、参加申込書に当該協定書の写し 1 部を添付して県に提出してください。
- （２）共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- （３）代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- （４）代表構成員及びその他構成員は、同時に 2 以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできません。

7 質疑と回答

質疑は令和2年10月26日（月）15時までに、別紙「カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）公募型プロポーザルに関する質疑書（様式1）」により持参又は郵送、ファクシミリ若しくは電子メールで受け付けます（郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は電話で到達を確認すること）。質疑と回答の内容は、令和2年10月28日（水）までに環境共生課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者は、参加申込書（別紙様式2）及び法人概要書（別紙様式3）により申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
3	法人概要書	A4縦	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和2年10月29日（木）17時必着

ウ 提出先

〒780-8550 高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県庁西庁舎5階 高知県林業振興・環境部環境共生課

担当：三宅・吉村 TEL 088-821-4842

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部環境共生課において、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和2年10月30日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」及び「仕様書」に基づいて企画提案書を作成してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限

令和2年11月9日（月）17時必着

(3) 提出先

〒780-8550 高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県庁西庁舎5階 高知県林業振興・環境部環境共生課
担当：三宅・吉村 TEL 088-821-4842

10 審査委員会（プレゼンテーション）

別途定める「カルスト学習館再整備工事設計委託業務（展示等）公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。審査委員会は令和2年11月13日（金）（予定）に開催することとし、詳細な時間等を参加要件を満たした者に改めてお知らせします。

11 審査結果

審査結果は、令和2年11月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和2年10月26日（月）15時	質疑書提出締切
令和2年10月28日（水）	質疑書への県の回答期限
令和2年10月29日（木）17時	参加申込及び資格確認書提出締切
令和2年11月9日（月）17時	企画提案書の提出締切
令和2年11月13日（金）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和2年11月16日（月）（予定）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却されません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙（様式4）により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に準じて県が客観的に判断します。

14 問い合わせ先

〒780-8550 高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県庁西庁舎5階 高知県林業振興・環境部環境共生課
担当：三宅・吉村
TEL 088-821-4842 FAX 088-821-4530
E-mail ec030701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

(1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。

(3) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - エ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - オ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - カ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
 - キ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合
- (5) 令和2年度高知県一般会計9月補正予算が提案通り議決されなかった場合は、本件手続きについては停止等を行います。